

第四十八回 参議院 商工委員会 會議録 第九号

昭和四十年三月十八日(木曜日) 午前十時五十分開会

委員の異動

三月十八日 辭任 小林 英三君 堀原 茂嘉君 前田 久吉君 補欠選任 山崎 齊君 堀木 宜実君 江藤 智君

出席者は左のとおり。

理事 赤間 文三君 上原 正吉君 委員 植垣弥一郎君 江藤 智君 大谷藤之助君 川上 為治君 岸田 幸雄君 堀本 宜実君 前田 久吉君 山崎 齊君 阿部 竹松君 大矢 正君 椿 繁夫君 中田 吉雄君

國務大臣

通商産業大臣 櫻内 義雄君

政府委員

通商産業政務次官 村上 春藏君 通商産業大臣官房長 熊谷 典文君 通商産業省 局長 大慈彌嘉久君

特許庁長官 倉八 正君 事務局長 小田橋貞壽君 常任委員会専門員

本日の會議に付した案件 ○特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出) ○石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○理事(上原正吉君) たいだいまから商工委員会を開会いたします。 ます、委員長及び理事打ち合わせの協議事項について御報告いたします。

○理事(上原正吉君) 特許法等の一部を改正する法律案を議題といたします。 先回に引き続き御発言を願います。 御質疑のありの方は順次御発言を願います。

○大矢正君 今回の改正の理由というものは、リスボン改正条約に基づいて条約の批准、そしてこの条約に加盟することによって、わが国の法律も改正しなければならぬということであり、それが、そこで、リスボン改正条約というものは、私が聞いておる限りによりますと、昭和三十三年に作成され、わが国も署名をしておるといふように聞いております。そこで、昭和三十三年にこの改正条約ができたといふと、今年が四十年であり、六、七年の長期間にわたって今日まで手続がとられなかったということになるわけであり、その長期間必要とした理由について、この際長官からお答えいただきたいと思

○政府委員(倉八正君) いま大矢先生の御指摘のとおりでございます。これは三十三年の十月三十一日にリスボンで六十四カ国が署名したわけであり、いままでどうしてはっておいたかというところでございますが、当時三十四年の一月の例の特許法、実用新案法、意匠法、商標法の改正を国会にお出ししまして、ちょうど審議中であつたわけでありまして、わすか三、四カ月前にサインしたのがそれに間に合わないということ、その大改正をやるときにはリスボンの改正を織り込まなかったわけであり、その後この特許の出願あたりがふえてまいりまして、特許法を何とか改正しなくてはならないのじゃないかということ、そのときにあわせて今度のリスボン条約の改正点を織り込もうというふうに進んでいったわけであり、この新たな改正というものがどうしても今国会に間に合わない、米国会になるだろうと思つて、ところが、一方リスボン加盟国はどしどしふえておりますし、それから日本としても先般御説明しましたいろいろの改正する事情が追々ございまして、また、その必要性が追々追々ございまして、はなはだおくれなせながら、今回この七点の改正を御提出申し上げまして、御審議願つておる次第でございます。

○大矢正君 次に、この提案理由の中に、「原産地」ということばがありますが、この「原産地」というのは、「原産」ということはわかるのですが、「地」という意味は、これは市とか、町とか、村とかいふ範囲で言われるものなのか、あるいは県とか、府とか、道とかという形で言われるものなのか、この「地」というものの範囲、それから内容についてお答えをいただきたいと思つてお

○政府委員(倉八正君) この「原産地」というのは、いま先生の御指摘にありましたとおり、非常に商習慣とらへらになつておりました。「原産地」が最初に出たのは例のブドウ酒からでございます。まして、コニャック地方のコニャックとか、あるいはキャンティならキャンティというイタリアの地方、そのコニャックにしろ、あるいはキャンティにしろ、日本で言えばちよと佐賀県の半分ぐらゐの土地でございますが、日本においては、しからばこの「原産地」というのはどういふふうに解釈しているかと申し上げますと、さつき申し上げましたように、商習慣とらへらになつておりました。たとへば草加せんべいという場合は草加町を中心にするわけでございますが、昔は草加村だったそうでございまして、その村になつておる。それから長崎カステラといへば長崎市でございます。それからたとえば静岡のお茶といへばこれは静岡県全部を含んでおるということでございます。非常に「地」というのが広くもあり、小さくもあるということでございますが、その裏には商取引の一つの名産として有名になるとか、あるいは一つの商取引の商習慣上体系をなしている、そういうものを「地」といふふうには解釈しております。

○大矢正君 どうも御答弁が面白いのでして、法律をつくるんだから、やはりただいまの点は私は明確にする必要があるんじゃないかと思つておる。それで条約、協定の中で「地」ということばが使われている意味と、それからわが国の法律の中で「地」と使われている内容とは違ひがあるのかどうかということでございます。

○政府委員(倉八正君) 違ひはございません。全く同じでございます。たとへばアメリカのサンキストといへば、これはカリフォルニア州のロスアンゼルス中心のものであるし、それから静岡産のお茶といへば静岡県を含みますか、そういう意

味でございまして、日本における原産地と外国に
おける原産地も何らそこに差別はしておりませ
ん。

○大矢正君 そりすると、「地」というものは具
体的には明らかになることができない、出てくる出
願、ないしは特許の出る内容によっておのず
からきまるものだ、こういう解釈しかできないわ
けですか。

○政府委員(倉八正君) 大体概略申し上げますと
そういうことでございまして、さっき申し上げま
したように、その地を背景とした名産なら名産、
あるいはその中心地ということ、これはひとつ
社会的な商取引とかあるいは生産の体系というこ
とになってまいることになりまして、なかなか郡
はどうだ、県はどうだということと言えなくて、
いま申し上げましたように取引ないし生産の実態
による、こういうふうな解釈しておる次第でござ
います。

○大矢正君 次に、昨年の一部改正のときにもか
なりこれは議論されたことなんですが、私自身も
質問したのですが、出願ないしは特許の申請をし
て、それが実際に手続が完了し、認定されるのに
二年半とか三年とかいうことに長期間を要す
る、この点は、先日の委員会でも上原委員から指
摘をされたとおりでございまして、それに対して長
官のほうから、年次計画を立ててこれを短縮する
方向で進みたいというお話があつて、将来にお
つたて努力をするという立場で、気持ちにはわか
るのであります、しかし、この間の計画がかりに
そのまま実施に移されたとしても、まだまだ私は
期間がかり過ぎるという感じがするのです。そ
こで、こういうものは国内的にも問題があるし、
また外国との関係という問題でも、これは期
間が長いかかるということは重要な問題があるわ
けですね。そこで、日本では二年半とか三年とか
というふうな現状なのであります、アメリカとか
イギリスとかドイツとかというふうな比較的工
業化の進んでいる国等において、この種の問題は

どの程度の期間がかかっておるのかということ
念のために聞かせてもらいたいと思つてます。

○政府委員(倉八正君) まことにお願いして申し
わけない次第でございまして、日本の特許、実用新
案が大体現在三年六カ月かかっております、出さ
れてから正式に登録されるまで。それでこの実用
新案というものは日本とドイツしかない制度でござ
いまして、それを比較するにはちょっと困難でござ
いまして、たとえは特許について申し上げますと、
日本が現在三年六カ月というのが、アメリカ
が大体三年くらい、それからドイツが大体三年
ちょっと越したくらいでございまして、オランダ
が大体七年くらいかかります。それからイギリス
が、これはイギリスの制度はちょっと違いますけ
れども、日本流に勘案しますと、イギリスもやは
り三年程度かかっております。まあ最近複雑多
岐になりましたから、各国とも非常におくれまし
て、悩んでいるというのが現状ではなからうかと
思つてます。

○大矢正君 これはまあ最近はずいぶん技術の革
新が行なわれて、新しいものがあらわれたりし
て、その期間的なものは早くなつてきていますわ
けが、かりに三年六カ月も四年もかかってたんで
は、出願をして、それが認められたときにはもう
すでにその品物は役に立たなくなつてしまつた
ことも考えられるわけですね、場合によっては
ね。ですから、外国の例がなるほどいま長官の言
われるとおりでございまして、日本といえども必
ずしも外国に比較して長期の期間を費やしては
ないかもしれないけれども、今日四年間たつたら
たいがいのもは使ひものにならなくなつてしま
う。去年の改正のときと私は記憶してございま
す、電子計算機を入れることによつてかなりの能
率の上がるような話もされておつたんだが、実際
に電子計算機を入れてどのくらい能率が上がった
んでしようかね。

○政府委員(倉八正君) 現在のところはまだ特
に、いわゆる電子計算機を入れて能率が上がった
という状態にはなつておりません。と申しますの

は、十二月の一日からこれは正式に活動を開始し
たわけでございますが、電子計算機の性格上、
ルーティンワークのものを電子計算機に入れると
いうことで、たとえは現在三十万件くらいの申請
がありますから、特許出願からそれを電子計算機
に入れます、早く出願者の方にそれを番号を通
知する、あるいは審査に持つていく、あるいはま
た三月から実施し始めました登録人を電子計算機
でやるということと実施してございまして、ただ
ま現在で、しかも何%上がったということはない
と思つて、たとえは人を換算をしますと、人が
それによつて大体一割程度は少なくて済むとい
うところまでは現在の状態でもいつてお
る、こういうふうな考へております。

○大矢正君 前の委員会の上原委員の質問に対し
て、長官のほうから年度別の計画を立てて期間も
短縮をはかるように努力をしたいという御発言が
ありました。けつこうなことであります、しか
し、あの計画どおりにいつたとしても、まだまだ
長期間を必要とするということでありまして、
さらに一そう努力をされて、期間の短縮のために
最善の措置を講ぜられるよう私は強く希望して
おきたいと思つてます。

○阿部竹松君 大矢委員のお尋ねに関連して二、
三だけお尋ねしておきたいのですが、国内法の改
正ですから、国内に影響あることはもちろんです
が、法文の内容は諸外国ともきわめて密接不可分
の関係がある。当局からいただいたこの書類によ
りますと、この法律の根拠は一八八〇年のパリ条
約から始まつております。パリ条約というものは
私どもが生まれる数十年前のあれですから存知し
ておりませんので、何条がどうなつておるとい
うことはとてもお尋ねできませんでしようけれ
ども、どういふような精神であるかということ
をまづお示し願ひたい。

○政府委員(倉八正君) 一八八三年にパリで入り
ました条約というのは、当時工業所有権制度とい
うものがはうはうとして各国に起こつてきた。と
ころが、その内容というのがまちまちでございま

して、このまちまちのために技術の交流ができな
いからこれを何とかやりたいというのが一点でござ
います。たとえはイギリスでこういうのが発明
されたけれども、日本に持つてくればそれは特許
にならない。あるいは日本の例のポンプなんかは
そのときに発明されたものでございまして、それ
をアメリカにおいて特許をとらうとしてもできな
い。そういう国際間の障壁があつたから特許の交
流をまず円滑にはかりたいというのが一つ。その
ために優先権制度というのも設けられたわけでご
ざいます。それから第二がいわゆる特許権につき
ましては、同盟国に加入すれば内国民待遇を与え
まして、国内の人と同様な待遇を与えて特許権を
保護しようとする、こういうのが第二の点でござ
います。それから第三が不正競争防止にお互い
にいつとめようじゃないかと、さつき大矢先生か
ら御質問ありました日本のものを、当時日本のお
茶は世界市場を支配しておつたわけでございます
が、日本のお茶をたとえばどこのお茶というよ
うなそういう虚偽表示はやめようと、いわゆる不正
競争を防止しようということ、こういう内容を
を盛り込んでつくれたのがパリ条約でございま
す。

○阿部竹松君 長官はお茶、カステラ等を例に引
いて答弁されておるのですが、さいぜんの大矢委
員の質問に対するお答えは、いまより五年か六年
前に特許法大改正をやつたことがございまして、
そのときの長官は、私の記憶にあやまりなけれ
ば、当時の長官は井上さんだと記憶してございま
す、そのときいまのような問題が出てまして、当時
井上長官の答弁は、一切関係ございませんと、こ
れは速記録を見ればわかることですが、そういう
ように明確にお答えを私どもはいただいておるよ
うな気がしておる。記憶に残つておるわけでは
いろいろこれは相当論争をやりましたから。しか
し、いま突然出てくるということについてはな
な理解ができないわけですが、もしこれを否認
したと、国会で議決しないということになると、
これは外交上の問題がどういふことになつて、

消化をはかっていきたいということで、われわれとしましては、原局とたえず連絡をとってまいります。なお、ちなみに申し上げますが、この前の例は全く異例な例でございます。ああいう事件というものは、この数年間一回もあつたことではないとわれわれは聞いております。

○樺繁夫君 それで、あの質疑応答がかわされまして以後、ああいう事件はめつたにないのだからということ、その対策をお考えになつていないのか、それとも輸出認証を与える原局で、この輸出の認証をする以前に特許庁に合議をして、そうして何らかの意見を早急に取りまとめ、輸出のほうに資するように、内部の連絡を密にするということになつたのかどうか。

○政府委員(倉八正君) いま先生の御指摘のあと、このほうでございまして、各原局が輸出認証をする場合に、一番大きい問題は、商標と意匠の問題だと思つて、その場合に、特許庁に下相談しまして、われわれがそれをすくなく早く早くその結論を出しまして、さつき申し上げましたように、これはだいたいよぶか、これはあぶないかという判定と申しますか、そういう結論を出しまして、原局の輸出振興に協力する、こういう体制を整えておる次第でございます。

○樺繁夫君 重ねてお尋ねをいたしますが、あの質疑応答がかわされる以前にはそういう方法はなかつたが、あの質疑が出て、めづらしいケースではあつたけれども、これは通産省として部内のことだから、特許庁とたとえば重工業局との間に考えが違ふようなことがあつたわけないから、將來安心して輸出業務に携はるることのできるようにするために、内部の意思調整を新たに考えた、それがいま御答弁のとおりである。こういうことですか。

○政府委員(倉八正君) 大体そのとおりでございます。従来からも決してそういうことがなかつたわけではないのでございまして、たとえは意匠なら意匠につきましては、絶えず連絡をとっており

ました。先般のああいう非常にお気の毒な例を一つの契機としまして、さらに原局との連絡を密にするというふうな踏み切つたわけでございます。

○理事(上原正吉君) 私から少しお尋ねしたいのですが、特許につきましては、世界各国の内容が違ふ点が多々あるわけですが、ことに物質特許、物質そのものを新しくつくり出したり発見したりした場合には、先進国では物質特許というものが行なわれる国が多いのですが、こういう国が国内で物質特許を獲得して、そしてそれをわが日本に出願してくれば優先権があるわけですね。その優先権は日本の特許法によってその特許の内容がきまるものか、外国の特許法によって特許の内容がきまるものか、これがはっきりしないと思つて、これを御答えていただきたい。

○政府委員(倉八正君) 物質特許がいいか、あるいはいまいかに製造方法の特許がいいかというのは大きい問題でございますが、日本につきましては、物質特許はまだ認めておりません。したがつては、物質特許につきましては日本では物質特許を認めておりませんから、その当該化学物質について外国から優先権の主張がありまして、それは認められないということでございます。これは今後の大きい研究問題の一つとわれわれ考へております。

○理事(上原正吉君) そうなりますと、物質そのものが特許にならなくても、これをつくり出す方法というものは、わが国の特許法に照らして適用されて、優先権が付与されるかどうか。これはどうなりませうか。

○政府委員(倉八正君) その製造方法につきましては、外国人が日本に特許を何しましたら、それは日本の特許出願と、さつき申し上げましたように内国民待遇でございますから、同じ扱いをいたしまして、新規性がなければそれを拒絶しますし、それが新規性があれば許可する。全く内国民待遇でございます。

○赤間文三君 私は一つ希望があるのですが、特許の事務は非常に重大でございますので、一挙に全部を解決するということはできないでしょうが、三年計画なら三年計画で、審理なんかは徹速にいくように、人間をふやさなければならぬのなから思ひ切つてふやせばいいし、どうかひとつ能率を上げて四年も五年もかからないように、私の考へては二年くらいのうちにはもう処理がほとんど済むように御考慮をひとつお願い申し上げます。

○政府委員(村上春藏君) ただいま赤間先生からお話のありました、非常に特許の許可が早くおるといふことにつきましては、従来からも十分研究しておつたわけでございます。今後とも十分検討いたしまして、すみやかにできるような方法を考慮いたしたい、こう考へております。

○理事(上原正吉君) ほかに御発言もなければ、木案に対する質疑は結局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(上原正吉君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようでございますが、討論は結局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(上原正吉君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。特許法等の一部を改正する法律案の問題に供し、本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(上原正吉君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(上原正吉君) 御異議ないと認め、さように決定いたします。速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(上原正吉君) 速記を起して。

○理事(上原正吉君) 石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案を議題といたします。先回につき続き質疑を行ないます。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○中田吉雄君 ただいま提案されております石油資源開発株式会社法の一部改正法案は、取締役の人数を七人以内から九人以内にする。それからSKが海外油田の開発ができるように明記するといふような点があるが、三十九年の八月二十五日に有澤副社長から提出された海外エネルギー事情調査団の報告の第一ページには、これまでとつた石油政策に反省を加へまして、総合的な考慮を欠き、十分効果的な手段が石油政策に打たれなかつたうらみがある。エネルギー調査団は、欧米各国の石油事情を見、日本のとりました石油政策について反省を加へ、総合的な考慮を加へなかつたために十分効果的な手が打てなかつた、こういうことをうたつていますが、今回提案されたこのSK法の一部改正法案というものは、石油政策全般の長期的な見通しに立つた、どういふ全般との関連でその一環としてこれは出されてくるか。調査団の報告等にかんがみて、そういう点はどうなつておりますか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) お答え申し上げます。ただいま御指摘をいただきましたとおりでございます。昨年の八月二十五日の海外エネルギー事情調査団中間報告というのには、総合的な考慮が必要だ、従来は欠いていたうらみがある、そういうことが述べられております。その中に「石油政策の前進と刷新」という題によりまして、石油、天然ガスにつきまして、国内や海外での開発がきわめて望ましいということが強調されてお

ります。これを受けまして、昨年の十一月の十九日でございますが、産業構造審議会の総合エネルギー部会におきまして、総合エネルギー政策に関する中間報告が同じく出されております。その中の一番大きなテーマといたしまして、海外原油の探鉱開発を推進すべきである、ということがうたわれております。このような線に沿いまして、海外原油の開発を今後、力に応じましてしっかりとやるという線に沿いまして、今回の改正案が出されているわけでありませう。

○中田吉雄君 たいま局長が申されました十一月ですか、その報告といいますが、決定は、当委員会に出ていますか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 提出してないようでございます。

○中田吉雄君 そういう重要な決定があれば、ぜひひとつ至急にそういう御協力をいただくことが、法案審議にもわれわれがお力添えするわけですから、ひとつ至急に、午後にはそれを御提出願いたい。

○政府委員(大慈彌嘉久君) かしこまりました。

○中田吉雄君 石油業法が三十七年の五月十二日に発効しましてから、この五月十二日ちょうど満三年になります。この石油業法の第一条には、「石油の安定的かつ低廉な供給の確保を図り、もって国民経済の発展と国民生活の向上に資することを目的とする。」ということ、まあ低廉なということについては国際的にも安いほうですし、その問題はなと思うんですが、私つまびらかにしないんですが、通産当局のとられている業法ができてからの何をみますると、国際石油資本の跳梁は、こといいますか、そういうことで、国内市場が非常に混乱したりして、ただ新規の精製業をどう規制するか、ガソリンスタンドをどうするかというふうなことで、ほんとうにこの法案の第一条にうたっている、石油の安定的な確保をはかって、そして国民経済の発展と国民生活の向上に資するという、そういう点が非常に採算割れの点にテコ

入れをするという部面だけが中心になって、ともすればそういうことを生む根本であるその安定的な確保とか、これは国際石油資本を相手にしてたいへん困難なことだと思ふのですが、その方面が技術的な手が足らんんじゃないかと思ふのですが、業法発効以来とられたおのもなる施策は何であつたでしょうか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 業法施行後に石油の安定的な供給のためにどういう施策がとられたか、こういうことでございしますが、先生に御指摘をいただきましたように、価格が低廉であつたことは、低廉過ぎたというくらいに状況でございます。したがうことが最も緊急に迫られた一つの宿題になっていたわけでございますが、御承知のとおり設備に關し、適正な設備能力に持てゆくと、うのが一番根本のものでございしますが、それと別に石油の供給計画というのをつくりまして、毎期適正な供給計画を達成してゆくことをねらつております。こういうふうな供給計画を目安にしまして、生産調整というのが行政指導の形で行なわれておるわけでありませう。さらに価格が非常に不安定であるということで、標準価格の制度がございまして、三十七年の十一月に標準価格が示されております。以上が大体業法に基づいて実施したところだと思ひますが、安定供給という意味で一番根本的なものは原油供給源の分散がございまして、その点は今回の改正につながるわけでございますが、海外原油の開発にも力を入れていこうということにしたわけでございます。

○中田吉雄君 先日の新聞では、ガソリンスタンドの規制ですか、やられるということですが、午後の委員会にはひとつ、大体石油連盟等と話を聞いて新聞にも出たと思うのですが、それを御提出願いたいということ、ただいま局長が申されましたような点も必要ですが、やはり石油の供給源を分散するといいますが、フランス、イタリー、ドイツ等がやっている国際石油資本、石油資本といいますが、七つの石油帝国ともいわれるそのも

のとの本格的な取り組みなしには、それらが起こした結果を根本には触れず、そこにはさざらにこうやっておられるから、なかなかいつまでたつても効果が上がらんのかな。そういうものは今回提案されている調査会等の報告を待つて本格的に取り組まれていくように思ふのですが、私はやはり、石油の供給源の分散等も含めて、そういう市場を乱す根っこに対しての取り組みが、あとでこれは中間報告からんで質問したいと思ふのですが、そういう点はなかなか手が触れられないものですか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 七大国際資本といいますが、石油資本といいますが、石油資本と根本的に対決するといいますが、対処するようなこととはどうかということだと思ひますが、これは非常に大問題でございまして、むずかしい問題ではございしますが、先ほど御指摘いただきました海外エネルギー調査団の中間報告によりまして、感じとしてはナシ・ナリズムとインターナショナルとの対立等の議論は今回は非常に緩和をされておる。国際資本とも協力的な体制でゆくということに、相当そういう印象であつたということが欧米のエネルギー市場の概観の中にも報告されております。現実の問題としましては、大半の供給源が大会社に占められております。わが国の石油精製業が今日まで苦闘してきたということについて、海外の資本に依存したということもいふべきでないところもございまして、現実としては協力的な体制を保ちながらナシ・ナリズムとインターナショナルとではなからうかというふうに考えます。

○中田吉雄君 第一次調査団と第二次調査団との大きな点は、ただいま申されましたように、国際資本とかなりきびしく対決しながらナシ・ナリズムとインターナショナルの線を押し進めておつたが、ENE等を見てもあるいはフランス等を見ても、ただいま御指摘のように協調体制をとるような方向にいきつつあるということは、二つの調査団の報告を比較検討すればよくわかるのですが、ところが、日

本はまだまだそこまできていないです。あとでお尋ねしますが、アラビア石油の引き取り問題を見ても、協調ではなしに追隨といいますが、国際石油資本の思うままになっていくのじゃないかというふうな思ふのですが、その点はどうですか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) いろいろなむずかしい問題ではございますが、国際石油資本の追隨の問題ではございまして、アラビア石油の引き取りが、アラビア石油の引き取りについて御指摘がございしましたが、やはりあれだけの大きな数量を引き取りますと、相当経営の問題もございまして、決定をするまでには多少のやりとりというところもやむを得ないかと思ひますが、三十九年度までは順調に引き取りまして、現在四十年の話をしている、こういう状況でございます。

○中田吉雄君 これも午後資料をいただきたいんですが、三十九年度はアラビア石油の引き取りは一千万トンですか、ところが四十年度は千三百万トンくらいできるということをお聞かしているんですが、石油連盟の加盟各社はいろいろな方式を持ち出して、なかなかそれすら引き取れないというふうな聞いておるんですが、その関係はどうですか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 四十年度のアラビア石油の引き取りにつきましては、アラビア石油のほうは千三百万キロリッターというところを希望して提示をしております、それに對しまして石油業界のほうは千二百二十万キロリッターということで、そこまで引き取ろう、昨年は一千万キロリッターでございますが、それを千二百二十万に上げてましてあと二百の開きがある、こういう状況でございます。それからアラビア石油のほうの主張は、供給能力があるわけだからそこまで引き取ってほしい、こういうことでございまして、石油業界のほうの言い分は、三十九年度のシェアといいますが、比率を、ひとつそのまま延ばして千二百二十ということにしたい。といひますのは、確實の問題が一番大きな問題になっておりました、公害の問題もあるので、サルファが非常に御承知のとおり

高い油でございますので、私も昨年の比率でやらしてもらいたいというように話して中々でございます。

○中田吉雄君 それでは、これから資料の提供だけお願いしておきたいんですが、石油業法の第三条によりまして、石油の供給計画という問題なんですが、「通商産業大臣は、通商産業省令の定めるところにより、毎年度、当該年度以降の五年間について石油供給計画を定めなければならない」というので、四十年程度ですと、案だと思ふんですが、ひとつその案をお示しいただきたい。それを出していただいでから、それを中心にいろいろ御質問したい。

○理事(上原正吉君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(上原正吉君) 速記をつけて。

午前の審査はこの程度にとどめ、暫時休憩いたします。

午後一時八分休憩

午後二時五十分開会

〔理事上原正吉委員長席に着く〕

○理事(上原正吉君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、小林英三君、梶原茂嘉君、前田久吉君が辞任され、その補欠として山崎齊君、堀本宜実君、江藤智君が選任されました。

○理事(上原正吉君) 午前に引き続き、石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○中田吉雄君 午前中に、石油業法の第三条に基づきます石油の供給計画について、昭和四十年度の案があると思うのですが、それについてまず御

説明をいただきたいし、資料の提出をお願いしておいたのですが、どうなっているでしょうか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) お答え申し上げます。四十年度の石油の供給計画につきましては、お手元まで資料を差し上げてございます。(1)に「原油の生産数量および輸入数量ならびに石油製品の生産数量および輸入数量」とございまして、四十年度から四十四年度までございまして、今月一日に開かれました石油審議会での審議にかけたものでございます。原油のほうは四十年年度について説明させていただきますと、国内生産数量が七十万キロリットル、それから輸入数量が八千四百万、合計いたしました八千五百万、こういうことになっております。それから石油製品のほうでございますが、生産数量は七千四百万キロリットル、それから輸入のほうが一千万、こういうことになっております。

それから(2)のほうに「特定設備の処理能力」というのが載っております。非常に簡単にございまして、一応御説明いたします。

○中田吉雄君 諷刺も出ていますが、O E C Dの「今日の石油一九六四年」というのがありますが、それによりまして、一九五九年から一九六二年までの状況については、ロビンソン報告と大体変わりがない。そしてエネルギーの全体の伸び率は六・八％である。石油消費の伸び率は年率一五・五とありますが、わが国の場合はどうなりますか。それと全産業におけるエネルギーコスト、特に石油が占めるコストの割合はどうなっておりますか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 石油需要の伸びでございますが、三十四年から三十九年までの五カ年間をとりますと、石油製品の伸び率でございますが、二六％だったかと思ひます。それから四十年から四十四年、ちょうどこの石油供給計画でございますが、この伸びが平均いたしましたと、伸び率にしまして一三％だったかと思ひます。四十年から四十四年のほうがちょっと伸び率が落ちておりますが、最近ガソリンの需要がだいぶ落ちており

ますように、ちょっと伸びの鈍化が多少見られるようでございます。国民総生産の伸びとか、鉱工業生産指数の伸びとか、そういうものを基礎にいたしました。計算をしたのがこの表になるわけでありまして、それからエネルギーコストでございますが、全産業それから全エネルギーをとりまして、これが四・二九％ということになっております。

これは石油だけではなくて、それ以外のエネルギーも加えたものでございます。

○中田吉雄君 石油はどうなりますか。そのうち幾らですか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) ちょっと石油の数字を持っておりませんが、三割ぐらいではあるまいかと思ひますが、ちょっといま資料を持っておりません。

○中田吉雄君 では、これはまた調査会の設置法案のときでもいいですから、ひとつお知らせ下さい。

石油業法に基づけば五年ということになっていいますが、やはり長期の展望に立った政策が必要だと思ふんですが、たとえばヨーロッパの共同体のエネルギー連絡委員会では、その発足以来欧州共同体におけるエネルギーの長期見通しというのを一九六三年の一月に発表し、一九六〇年、一九七〇年、一九七五年と、十五年ぐらいつのかなり長期の展望に立って試算をし、そしてO E C D、E E C加盟各国の利害を調整しながらだんだん歩調を合わせていくというようになっていまして、やはり日本ではこの程度しか長期の展望は立たぬものでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) お説のとおり、長期の展望も必要でございます。中期経済計画では五〇年と六〇年を多分試算したと思ひます。総合エネルギー調査会というのがスタートいたしますと、この問題もまた当然検討が必要ではあるまいかというふうに考えます。

それからO E C Dでございますが、O E C Dの石油小委員会には日本も加わりました。本年から共同作業に参加するわけがあります。これ

は一応一九七〇年から八〇年ごろをやるということになっておりますので、一応そういう勉強も必要にならうかと考えております。

○中田吉雄君 ひとつこういう問題は、どうもたいへんこの法案の審議を急いでおるようでありまして、また具体的に設置法のおきによりまして、次に伺いたい点は、最近鈍化はしていますが、かなりの消費量です。そうしますと、まあ私の知りません限りでは、米麦やトウモロコシやマイロに次ぐ最も大きな輸入品目だと思ふのですが、それに次ぐおそろしく輸入品目だと思ふのですが、外国為替予算の推移と、その中に占める石油輸入のポジションといえますか、それは一体最近どうなっておりますか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 三十八年度の原油の輸入量は六千九百九十九万キロリットルでございますが、邦船の積み取り率を五割弱という実績で計算をいたしますと、所要外貨は約七億ドル、こういうことには実績では出ております。現在一番新しいところではこの三十八年度の実績でございますが、それから四十二年の試算でございますが、総輸入額が八十八億ドル、そのうち石油は十五億ドルを見っております。これは産業構造調査会のと

きに使用しました中期経済見通しであります。

○中田吉雄君 三十九年はどうなりますか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 至急にいま調べましてお答えいたします。

○中田吉雄君 それでは、まあ時間が過ぎますし、重ねて申し上げますが、次の委員会のおきにもそういう問題もやりたいと思ひますので、少なくとも昭和三十五年以降ぐらいのところから三十九年度ぐらいいまで、輸入貨物の全体に対して石油はどれぐらいい占めておるかというのを年次別に表示していただきたいと思ひます。

その次にお尋ねしたいのは、三十九年度がありましても三十八年度でもけっこうですが、日本の原油輸入の量に占める外資系と民族系の比率、特に自由選択のできる、ひものつかない割合はどうなっているのでしょうか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 三十九年度の見直しによりまして、外資系の会社が占める輸入の数量というのがちようど六〇%でございます。民族系のほうが四〇%ということになります。民族系のうち半分以下、半分をちょっと割っておりますが、その程度がひもつきというふうに考えられます。

○中田吉雄君 きょうは時間がありませんから申し上げませんが、どうしても日本に入っていない七つの大きな会社ですが、石油帝国ともいわれるアメリカ、オランダ、イギリスのそれとの関連で、国民的な利益と国際性との協調というような問題では、私はどうしてもこの原油採掘事業の採算制というものが非常に重要ではないかと思っております。いただきました資料によっても、日本に入っています会社は、国際石油会社はほとんど産油部門で大きな利益をあげまして、輸送や精油や販売部門ではほとんど利益がない。こういうようなことになって、ばく大な装置産業である石油精製業等がいろいろな施設をしても、そういう七つの会社が原油、精油、販売部門を含めての利益を、その原油を輸入することによって皆利益を独占しているのじゃないかと思うのですが、その関係はどうでございますか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 石油の採掘から精製のところまででございますが、原油の販売まででございますが、そのところで非常に大きな利益があがって、それから精製段階以下の石油製品の販売というところではあまり大きな利益があがっていないというの御指摘のとおりでございます。これは比較にならないほど両方は差があるというふうに言われております。

○中田吉雄君 たとえばアメリカは海外投資の収益が二十二億七千六百万ドルあって、石油だけでそのうち四〇%を占めておる。イギリスでも三億四千万ポンドの利益に対して石油部門の販売だけで一億四千万ポンド、オランダでも十一億四千六百ポンドの中で大抵石油部門で六九%の原油販売の利益を得ている。大抵私の聞いているところでは、一キロリッターについて千円くらいの原油販売の利益を得ているのじゃないかということが言われておりますが、それは大体当たっているでしようか。そうしますと、七千万キロリッター程度も入るとすれば、日本で七百億くらいが、石油を入れることによって利益を得ているのではないかと推定されるのですが、その関係はいかがでございますか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 相当な利益をあげていると思いますが、ただいま正確に計算した数字を持っておりません。

○中田吉雄君 鉱山局は長い歴史もあり、石油業法が出たときにはいろいろな資料も完備され、そういうことがたしかできておると思うのですが、私がそういう質問の通告をいたしておかなかつたことは悪いのですが、私は一キロリッターについて大体千円の原油販売の利益で、ほとんど精製から販売までの利益を原油部門で得ていると聞いているのですが、どうでしょう。

○政府委員(大慈彌嘉久君) ほとんどの利益を原油段階で得ているのではないかというのをお説のとおりだと思います。文献等によりまして、全体のうちの九割以上、九割をこす利益を原油の段階で得ているのではないかというのを見たことがございます。もちろんこれは油田の状況あたりで相当違うと思えますが、はなはだ勉強で恐縮でございますが、ただいま正確な数字を持っておりません。非常に大きいだろうということは間違いない、御指摘のとおりだと思います。

○中田吉雄君 私は、いろいろな資料から見ても一キロリッターで千円くらいと聞いているのですが、ひとつその点は次回でけっこうですか、設置法のとときでけっこうですかとお調べをいただきたいという点と、次の機会の資料要求として、十六社ですか、外資系と民族系その他合わせれば、そういうものは、その販売や精製の段階の利益もござい原産部門で得られておる、九善さんのような放漫経営、あるいは和田さんのような和国神社をつくるようなことをしての苦況もあると思うの

ですが、そういう石油の国際カルテルによる独占七社が競合しながらその原油部門で利益を得ようとするに比べて、なかなか石油精製業が合理化をやっても採算が合わないのじゃないかというふうな思いわけですが、いま石油の十六社のこの精製業の収益関係はどうなりますか。あるいはあとで関連するSKと帝石等も含めて一体どうなっているか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 石油業の収益状況でございますが、三十九年度の上期というのは、これは十四社でございますが、純利益が十二億二千九百万ということになっております。それから三十八年度は割合に利益の状況が出ておりました、純利益が下期六十九億、上期七十四億、こういう数字が出ておりますが、三十九年度の上にかけて非常に悪化してきたということが言えます。

○中田吉雄君 これもひとつ、十四社ですか、私教えたのは十六社じゃないかと思うのですが。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 決算期の問題もあると思えますが、再調整をさせていただきます。

○中田吉雄君 その各社別の収益状態の動向についても、設置法のとときにお尋ねしたいと思っております。お願いいたします。

せつかく櫻内大臣がおいでになりましたのでお尋ねいたしますが、石炭産業の不況、石油の占める重要性等から教次にわたり海外に調査団を出しまして、三十九年の八月二十五日に、海外エネルギー事情調査団の団長の有沢広巳さんは、通商産業大臣の櫻内さんに対してその中間報告を出してございますが、これは前の一九六一年の十二月二十二日に出されました欧州石油調査団の中間報告等とは、かなり内容的にも今度は変わってきていると思うのですが、そういうことについて、お忙しいでしようが、なかなか日を通されるひまもなかつたと思うのですが、どのように御理解でございますか。

○國務大臣(櫻内義雄君) 有沢さんお帰りになりましたから、私お会いいたしました。そのときに、この書面による御報告のほうは実はその話を

聞いたものですから、詳細読んでおられません、特に有沢さんのそのときの強調されましたのは、日本の原子力エネルギーに非常に見劣りをする点がある、自分が今回海外へ行ってみて、急速に原子力の利用というものが進んでいるから、これだけは特に大臣として考慮をする必要がある、こういうことを言われました。そのおりに、他のことはどうぞ報告書というので、その点だけを非常に強調されました。はたしてその報告書の中でどういふふうに取り上げられておるのか、私は承知している範囲はその程度でございます。

○中田吉雄君 大臣はお忙しいですから、ただいまの御答弁でけっこうですが、鉱山局長にお尋ねしますが、私は石炭を含めて三回ですか、調査団が行って、だんだんと変わってきていると思うのですが、そういう点について、どういふ点が非常に目につく大きな差だと御理解でしょうか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 昨年の八月二十五日に出ました海外エネルギー事情調査団中間報告でございますが、第一にこれからの基本態度、第二が石炭政策の確立、第三が石油政策の前進と刷新、第四が原子力発電への期待、こういう四項目に分かれております。

それからただいま御指摘いただきました前回の調査団との差でございますが、これはエネルギー政策の一般的な方向という中に「三年前には、いわゆるエネルギー革命の激動期にあつて、石油と石炭の将来性に関し、活発な論争が展開されてい

た。しかし今日では、石油と石炭の敵対的な関係、エネルギー価格の低廉性と安全保障との対立、ナショナルリズムとインターナショナルリズムとの対立などの論議は緩和されておる」と、全般的にそういうことで、対立ムードが緩和をされました。協調というか、そういう空気がなつたということがうたわれております。

○中田吉雄君 ただいま局長が申されたような点が基本的な相違点という点では間違いないと思えます。そこで、冒頭に申し上げましたように、とにかく総合的な配慮を欠いて、十分な効果的な手

聞いたものですから、詳細読んでおられません、特に有沢さんのそのときの強調されましたのは、日本の原子力エネルギーに非常に見劣りをする点がある、自分が今回海外へ行ってみて、急速に原子力の利用というものが進んでいるから、これだけは特に大臣として考慮をする必要がある、こういうことを言われました。そのおりに、他のことはどうぞ報告書というので、その点だけを非常に強調されました。はたしてその報告書の中でどういふふうに取り上げられておるのか、私は承知している範囲はその程度でございます。

○中田吉雄君 大臣はお忙しいですから、ただいまの御答弁でけっこうですが、鉱山局長にお尋ねしますが、私は石炭を含めて三回ですか、調査団が行って、だんだんと変わってきていると思うのですが、そういう点について、どういふ点が非常に目につく大きな差だと御理解でしょうか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 昨年の八月二十五日に出ました海外エネルギー事情調査団中間報告でございますが、第一にこれからの基本態度、第二が石炭政策の確立、第三が石油政策の前進と刷新、第四が原子力発電への期待、こういう四項目に分かれております。

それからただいま御指摘いただきました前回の調査団との差でございますが、これはエネルギー政策の一般的な方向という中に「三年前には、いわゆるエネルギー革命の激動期にあつて、石油と石炭の将来性に関し、活発な論争が展開されてい

た。しかし今日では、石油と石炭の敵対的な関係、エネルギー価格の低廉性と安全保障との対立、ナショナルリズムとインターナショナルリズムとの対立などの論議は緩和されておる」と、全般的にそういうことで、対立ムードが緩和をされました。協調というか、そういう空気がなつたということがうたわれております。

○中田吉雄君 ただいま局長が申されたような点が基本的な相違点という点では間違いないと思えます。そこで、冒頭に申し上げましたように、とにかく総合的な配慮を欠いて、十分な効果的な手

かぬのじゃないかと思うのですが、いかがでし

○國務大臣(櫻内義雄君)

先ほども申し上げたように、石油資源開発会社や、あるいはアラビア石油などに對しての政府の施策が不十分な点はこれは認めます。しこうして、いまお話のごとくに揮発油税その他を合わせて一兆からの税金が上がっているじゃないか、それに石油施策に對する政府の支出がきわめて少ないという御指摘は、数字からいえばそのとおりだと思います。この税金をどういうことでそれだけ取り立てていったかという点は、いま御指摘のあったように、道路の財源、道路の改修の財源に充てるためにこの税金がほとんど取り立てられていったという、そういう経緯があるかと思ひます。まあ道路の問題を考へずにもまいりますならば、あるいは揮発油税などをそう増徴する必要がなかったらどう思うのでありませう。そういう道路の財源として求めたことと、それからいまの石油の開発に對する支出の少ないということと全然関連なしとは申しませんが、それをまっさらから比較して非常に少ない、こう言われてみますと、まあちょっと私もお答へがしにくいのであります。なるほど一方で石油関係の税金を取っている、しかし石油に對する施策の費用は少ない、こう言われると、ごもつものようにも聞こえますが、しかし、どうして税金がふえたかという点、それは道路をよくしようということであつたと、こう思ひます。しかし、これは特に私がへ理屈を言うわけではないのでありまして、もっと石油開発のために施策を大いにやるべきであるということについては同感でございます。

○中田吉雄君

私も、欧米に比べればだいぶおくられていると思ひます。私もドイツのアウトバーンなんかも見、謙遜をしたこともありますが、そういうおくられを取り戻すためにこういう税金をかけることも余儀ないというところは認めます。しかし四千億も一年間に税金を取れば、相当やはりそれを生むもである石油関連産業を育成強化するということ、当然とるべきだと思ひわけでありま

す。たとえば櫻内大臣も、衆議院の予算委員会での問題になった農事用のトラクターその他に使うものを非課税にせよという問題、なるほど道路をよくするために取るのなら、実際あれは道路をあまり使わぬのです、たんぼの中を走るんですから。実際百姓が道路を直すガソリン税を払う、トラクターに對してガソリン税を払うというところは明らかに矛盾です。それは徴税上の困難はありますが、しかし、そのためにはなかなか百姓は選挙の有権者として相当強いものですから、じゃ、それに見合うものを、農道や林道の手算を西期的にふやす措置として出すというくらいはあるんです。私は何も四千億のうちの一割も出せとは言いません。しかし、相当やはり一年に四千億も生む石油関連産業に對してもっと手厚い保護をし、SKを強化し、あるいは帝石が成り立つようにし、そうして外資提携会社がさらに自主性を高めるために、その必要な支出をすることは必要ではないかと思ひます。まあ最近やうと開銀の融資も若干ついたようですが、私はそれをきつかけに、やはり四千億も生む――また外国は鉱山局からいただいた資料を見ますと、フランスやドイツやイタリア等は相当西期的な手厚い保護をしているわけでありまして、関税をかけるとか、専売制をとるか、補助金を出すとかが、やっているんですから、決して私の言っているのは牽強附会の説ではないんじゃないか。特にお尋ねしますが、アラビア石油は私は準国産石油だと思ひます。それに対しても関税がかけられているということですが、どれくらいになるんでしょうか、関税の額は。

○國務大臣(櫻内義雄君)

いま関税の額がわかるまで、ちょっと一言申し上げておきたいと思ひます。今回総合エネルギー調査会の設置を御審議をわすらわしておるわけでありまして、この調査会が充足をして、総合的に各エネルギーの検討をする、また施策を十分にしていこうということに私どもとしても大いに期待をしておるわけでありまして、いま石油に對する政府の施策が乏しいということでございます。それを私は否定をしておらな

いんでありますが、エネルギー全般として石炭とか、あるいは電源開発とか、あるいは原子力発電とかいう面に相当な従来支出を必要としてまいったと思ひます。今後におきまして、現在までの各エネルギーに對する支出の状況から見まして、われわれが石油施策に取組んでこれを積極的に推進していけば、これはもう当然国家的に必要なことでありますから、ただいまお話しのような御批判を念頭に置いて、私としては前向きにいろいろやれると、またそうしたい、こういう考えのあることはこの際御了承をいただきたいと思ひます。

○政府委員(大慈彌嘉久君)

アラビア石油から輸入します原油にかります関税額でございますが、三十九年度の一千九百四十万トンは、キロリットル当たり六百四十円でございます。合計六十四億、こういうことになりまして、

○中田吉雄君

これはやはり関税法によって、どうしても国産原油として取り扱ふことはできないもんですか。

○政府委員(大慈彌嘉久君)

関税法によりまして、これは輸入ということになっておりまして、海外から輸入するため国産原油の扱ひとは違い、輸入原油であるということと関税がかかっております。

○中田吉雄君

櫻内大臣お尋ねしますが、関税法によつて六十四億もどうしてもかけざるを得ないということですから、それに見合った、やはりSK中心なり、あるいは別な海外探鉱開発の会社でもつくつたりして、そういうものを見返りにしてやるということはいかがなものでしょうか。さっき申されましたように、原子力発電とかあるいは電力会社が石炭産業のために高い石炭を引取る、それに対してまたそういうものを使われたりすることも私はよく了解しますが、しかし、そういうことだけの犠牲になって、それを生むもとをややはりほつたらかして外資提携会社の自主性をあまりにもなくしてほつておく、そしてSKや帝石が重大な危機に直面してどうにもならぬようになるようなことではいけませんと思ひますが、

いかがでしょうか。その六十四億というものをとにして、やはり石油の探鉱活動ということをもっと内外とも積極的にやるような施策を単に七億や四億の補助金でなしにやったらと思ひます。が、いかがでしょうか。

○國務大臣(櫻内義雄君)

最初に、アラビア石油がせつかく海外であつて開発して持つてくるものに関税がかかる、これについては実は通産省側として産業政策の推進の上から言つと、どうも私もほんとうは割り切れないのであります。ただ単にアラビア石油だけではございませぬ。アラスカパルプのような場合、あるいはウジミナス製鉄でもそうだと思います。日本が相当な犠牲を払つて海外で開発をしておる、御指摘の北スマトラの石油もその中に入ると思ひますが、これはひとつこれからの問題として、私もこういうものに対して関税をかけることに對して反対の意見を持つておるのでございませぬけれども、しかし大蔵省といろいろ話してまいりますと、いま中田委員も御指摘のように、何か関連したところへこの関税がある程度戻つてきておることは事実なんです。今回の石炭政策にあつた、原油油の関税特別戻付を二年延長するとかいうような施策もございませぬから、一がい、とるだけとつて一つもめんどろを見てもくれぬじゃないかというわけでもないでありますが、しかし、先ほどからお話がございませぬように、この石油関係でとる税金、関税、それらの収入から考へていくと、帝石や石油資源開発や、あるいはアラビア石油にしても、北スマトラ石油にいたしましても、これらに對する政府の施策が不十分であるということにつきましては、今度十分改善をしていきたいと思ひます。

○中田吉雄君

開銀のことが出たのですが、たしか前局長の加藤さんが開銀に行つておられますね。

とは申しませんが、百五十億の資本金で、配当もなしでやれて、それですんなかなかたいへんな赤字があると。そうすれば、その一端をにないます帝國石油の事情が、通産省や大蔵省の要請で含み資産を売ったり、千人の人員整理をしたりしても、なかなかこれはとても多難だと思ふのです。が、やはりこのSK法の一部改正法案が出るからには、やはりこの両者をどうするかという基本的な観点に立って、その一環としてやはり石油資源開発株式会社法を改正するというふうになるべきじゃないかと思ふのですが、なかなか手がつけにくいことと思ふのですが、それはいかがでしょう。

○国務大臣(櫻内義雄君) 帝石が非常に苦境であることも、また石油資源開発会社の経営の見通しの困難性のあることも、これは御指摘のとおりだと思います。ところで、このヨーロッパ各国の石油事業に対する考え方は、相当な犠牲を払って、イタリヤでもドイツでも海外の開発をしておる現状でございます。したがって、この石油資源開発会社に今後積極的に海外開発の仕事をさせるということにつきましては、当面この貸借対照表の上での計算というものをあまり神経質におつたのではないんじゃないか。まあいま国内の資源状況が悪いんじゃないかというふうな話もございましたが、それよりも石油政策の今後の重要性にかんがみまして、この際石油資源開発会社が海外の開発に積極性を持つということに私は大きな意義があるんじゃないかと思ふ。まあ採算を度外視してということをおつしては、これは少しこまらざるかと思ふのですが、やはり国策として石油政策を重要視していくというたてまえの中にあると、かようにお考えをいただいたらどうかと思ひます。

○中田吉雄君 この石油資源開発株式会社の副社長さんであります。岡田さんの「欧州の石油事情を視察して」というのを見ますと、昭和二十年にドイツは五十六万トンの石油を出しておつたわけです。そのときに日本は二十四万トン出してお

たわけでありませう。ところが、一九六一年には、昭和三十六年には、ドイツは六百万トン、いまはまあ少し頭打ちだといううわさですが、六百万トンも出ているわけでありませう。ところが、日本は百万トン足らずです。百万の大台をはるかに割っているわけですが、これは一体地質構造によるものですか、国の施策がよくなかったによるものですか。そういう点はどうですか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 非常に大きな差がヨーロッパと日本に出たというところは、地質構造の差が大きいのではないかと考えます。しかし、投資額といひますか、金の援助のほうも相当差があるということも事実でございます。

○中田吉雄君 ちょうど戦争が終わった年には二対一だったものが十対一になつてしまつたというのには、やはり相当政策の貧困という問題があるのではないかと思ふのですが、それならお尋ねしますが、私の聞くところでは、探鉱活動をやって当たる率はむしろ日本のほうがはるかに多いといふことを聞いています。アメリカでは二十五本掘って一本当たる。ドイツは十本くらい掘って一本しか当たらない。イタリヤのごときは五十二年にシリール島に手をつけて、何十本掘っても当たらない。しかし、粘り強くやつたところが、ジュラーだとか、ラプーザだとかというところに当たつて、いまは三百五十万トンも出るといふことですが、一体国内の石油資源の乏しいドイツやイタリヤ、フランス、日本等の掘つて当たる率は一体どういふあいにか、これは開採課長さんでもけつこうですか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) ただいま御別の詳細なデータを持っておりませんが、大体二割当たるというのが常識的な数字でございます。アラビヤ石油のように非常によく当たつたところもございませうが、幾ら掘つても当たらないところもございませう。幾ら掘つても当たらないところもございませう。その油田の規模が非常に小

さいということとは間違いないところでございませう。

○中田吉雄君 じゃお伺いしますが、石油を探鉱開発する場合に、一体探鉱費というのは、石油の当たるのもあるし、当たらないのもある。一キロリッター当たりに対して何千円くらいになるのですか。それはSKと帝石別にどうなりますか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 石油資源開発株式会社のはうが一キロリッター当たり千三百円くらいになつておるようでありませう。それから帝石のはうはたたいま調べておりますが、ちよつと時間がかかるようございませうから、出次第御報告いたします。

○中田吉雄君 そうしますと、きょうの法案の採決は、答案の出るまで待つておるのですか。

○理事(上原正吉君) ちよつと速記をとめて。

○理事(上原正吉君) ちよつと速記をとめて。

○理事(上原正吉君) 速記を起して。

○中田吉雄君 石油資源開発株式会社に対しては昨年ですか、二億ついたんですかね、海外に。そうですか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) さようでございませう。

○中田吉雄君 そのときの国会審議に、速記録を拜見しますと、この金額がふえませうと、たしか加藤局長だと思ふんですが、昭和三十年のできた当時にさかのぼつてもう一べん石油資源開発株式会社の性格について根本的な反省といひますか、再検討をする必要があるんじゃないかという、伊藤さん、野瀬さんその他の質問に答えて、肯定的な答弁をされておるんですが、まだこの程度の金額の増はSK法にそう本質的に触れる必要はないと御理解ですか、どうですか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 四十年度は、先ほど御指摘いただきました三十九年度の二億門から七億門ということになつたわけでありませう。それで法律改正そのもの、それから石油資源開発株式会社の根本的な再検討というのは今回はいたしません。といひますのは、先ほど御質問いただきました

た帝石との関係等でございますが、その点には触れずに、海外の原油開発ということにはしつかりやつていこうということで、必要最小限度の改正にとどめ、海外の石油開発ができるというだけの改正にとどめたわけでありませう。

○中田吉雄君 この石油資源開発株式会社の七条ですか、海外に行けるということを明記するという改正は、さうでしたか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) さようでございませう。

○中田吉雄君 そうしますと、いつも石油資源開発株式会社と帝國石油と問題になつておる第七條の「石油の採取及びこれに伴う可燃性天然ガスの開発」これに伴うと、まあ、石炭と石油との関連がありましてなかなかめんどうなんですが、これは非常に問題になると思ふんですが、そういうあいまいなことを、海外に出るよう明記するといふ重要な改正をなされるのに、これはいつもトラブルの対象になるわけなんです。まあ石油が出ると思つて掘つてみたら、「伴う」のではない、ガスが主体であつたといふようなものも出るでしょうし、なかなか問題があると思ふんですが、こういう点はどうですか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 御指摘いただきましたように、石油を掘りますと、構造性の天然ガスといふのが一緒に出てくるわけでありませう。会社が設立されたときには、石油資源開発株式会社のほうは石油のほうを主にやる、それから帝國石油のほうは天然ガスのほうを主にやるということでもスタートしたわけございませうが、先生御承知のとおり、帝石のほうも水溶性のガスといふのが、地層沈下問題等がございませうために、どうしても重点を構造性の天然ガスのほうに移していくといふようなことから、どちらも同じようなものを掘つていけるのではないかとございませう。それから、石油資源開発株式会社のほうを、「これに伴う可燃性ガス」といふのをすつかりやめて、天然ガスそのものを事業にはつきり明記するかといふ問題も、確かに御指摘のとおりあるわけござい

ますが、帝石のほうに現在せつかく再建期間中
ごさいますし、今回の改正は海外開発に伴う必要
最小限度のものにしたいということで、この際
の問題を取り上げることがやめたような次第であ
ります。

○中田吉雄君 私は石油資源開発株式会社が設立
の当初と違つて、まあ「伴う」でなしに、ガスを本
体でやつてもいいという立場から質問しているの
じゃない。まあこういう二つの意見があるわけ
ですね。将来一体この狭い日本で、石油資源開発株
式会社と帝国石油をどうするかという際に、どう
せこれはS.K.に、まあ政府の退職された役人の人
も、今度の改正で九人になれば行けるでしよ
う——というようなこともあると言ひませ
んが、まあそつちを中心にして、どうせ将来は一本
にしてしまふのだというようなことから、昭和三十
年のできた当初のガスは帝国石油、最も困難な
石油探鉱はS.K.というのを大目に見てと言ひませ
んか、だんだんとそこにけんかになつてきて、こ
れはやはり非常に問題があつて、まあどうせ狭い
国内で二つが対立してはいけなから、一本
になるべきだという意見もあるし、むしろもう一
べん昭和三十年度の設立に立ち返つて、政府が国
内の探鉱に対してS.K.に出資をやめるようなこと
をせずに、もつと政府出資をつけて、最も困難な
リスクの多い探鉱活動をやって、できたものは、
リベートつきで帝石にやつたらいいじゃないかと
いう意見と、二つあるわけなんだ。もうどうせS
K一本にすべきだ、どつちも一本にすべきだとい
う意見と、最も困難な探鉱活動は国内も国外もや
つて、その開発のほうはまかしたほうがいいの
じゃないか、そうしてその出た幾らかはS.K.に還
元すべきじゃないかという意見とあるのですが、
櫻内通商産業大臣は、一体これに対してどうい
うお考えですか。

○国務大臣(櫻内義雄君) 先ほど大蔵局長が申
し上げておられますように、現在帝石のことをも考
えまして、いま中田委員の御指摘のような、これを
一本化したらどうかというような根本的な検討

と考へ方をしようとは思つておらないのであり
ます。現状におきましては、石油資源開発会社に對
して海外開発を積極的にやらせる。そしてその経
緯を見つ、さらに御指摘のような問題点につ
て今後掘り下げて考へることは、これは必要だと
思ひますが、ただいまのところ兩者を一つにして
考へるといふようなことはまだ検討してござい
まへん。

○中田吉雄君 この海外開発のための出資は七億
ですな。

○中田吉雄君 これは石油資源開発株式会社だけ
が使うわけですか。あるいは北スマトラ、帝国石
油等が海外に出るときにも使えるわけですか。そ
の点はどうなりますか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 七億円は石油資源開
発株式会社に対する出資金であります。したが
いまして、石油資源開発だけあります。

○中田吉雄君 私の聞いてゐるのは、必ずしもそ
ういふふうには聞いてゐないのですが、ただ金額
が少ないから、石油資源開発株式会社だつてこん
なことじゃ私はいけぬと思うのです。私の聞いて
ゐるのは、何か北スマトラ、帝国石油等が出る
場合もその出資をやる便宜を考慮するといふよう
に聞いてゐるのですが、そういうことはどうなん
ですか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 立て方の問題とい
たしましては、石油資源開発株式会社だけでなく
て、ほかの社にもあるいは補助金を出すとか、あ
るいは経済協力基金から金を出すとか、いろいろ
やり方があると思ひます。また石油資源開発株式
会社から出資をするといふようなやり方もあるう
かと思ひます。しかし、四十年度の七億円につ
きましては、石油資源開発株式会社への出資とい
ふことになっておまして、それに自己資金等四億
円を合わせまして、十一億円の規模で海外原油の
探鉱開発をやるという計画にしております。

○中田吉雄君 それは、たとへば北スマトラと
か、石油資源に対してはそれを実施するといふこ
とはできないのですか、法的には、余裕が私にな
いと思ひます。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 法的にはできると思
ひますが、ちよつと先生御指摘いただきました
ように、余裕がないといふことで、これは資源開
発そのものの金といふことで予算に計上してある
わけでございます。

○中田吉雄君 そうすると、たとへば帝国石油等
がボルネオですか、どこかでやろうとするとい
ふようなときにはどの基金を使うわけですか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 帝国石油のサブ帝石
オイル株式会社でございますが、これについては
ただいままだ規模も小でございますし、資金的
な話は現在のところは聞いておりません。しか
し、探鉱資金につきましては、経済協力基金から
出すとか、それから開発資金については輸出入銀
行の金を使うとか、こういう方法はあるわけであ
ります。

○中田吉雄君 ちょっと聞き漏らしたんですが、
どこどこですか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 経済協力基金でござ
いしますが、それを輸出銀行であります。

○中田吉雄君 とてもこれはめんどうで、實際は
なかなか使へんといふ話も聞いておるのですが、
そういうことはないですか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 現在山のほうにつ
きましては、経済協力基金から四件ほど探鉱資金が
出ております。

○中田吉雄君 それでは時間がありませんが、こ
の取締役の数をおふやしになるのですが、私の調
べたのでは、通産省関係では非常に多い取締
役の数になるんじゃないか。七人以内という取締
役を九人以内にするといふのは、電燈に次ぐ一番多
い役員数ではないかと思ひますが、事業規模から
比較してそういう必要がありませうか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 取締役の数でありま
すが、関連した類似の機関のうち、電源開発株式
会社の取締役は御指摘のように十名でございま
す。それから日本航空株式会社、これは十八名で

ございまして、日本航空機製造は七名といふこと
で、会社によりまして相当大きな幅があります。
たとへば従業員の数だけでもまいりませぬし、相
当仕事の内容に相違があるわけでありまして、石
油資源開発株式会社については二名増員をお願い
しまして、九名といふことでお願いしてゐるわけ
でございます。

○中田吉雄君 九名にされるのですが、まあ私
は欠席ばかりして、重複するかと思つて恐縮
ですが、どういふ点がウイークで、どういふ点を
補強するために二名ふやされるのですか。

○国務大臣(櫻内義雄君) 今回改正をしていた
きます最重要が、この海外への進出でございま
す。そこでこの面に対する取締役を一人せひほ
し。こういうことが第一点であります。それから
第二点は、設立当初から考へますと、非常に従業員
数がふえております。そこで労働担当の取締役を
一人専門の見識のあるようなものを加へたい。こ
ういふことで二名の増員をお願いしてゐるわけ
でございます。ただいま局長が御説明申し上げ
ましたように、日本航空機製造の七名のほかは、二
名増員をいたしましたも、電源開発、日本航空、
道路公団等に比較してやはり何人かは少ないので
ございまして、まあそういうふうなことで、この会
社の業務が拡充された。あるいは設立当初考へら
れなかつたような労働関係の担当者が必要にな
つた。こういうことから二名増員をお願いした次第
です。

○中田吉雄君 どこでも労働問題は重要ですが、
ついでにお聞きしますが、局長が申されましたよ
うに、なかなかそう赤字も減らぬし、最近産油
量なりガスが少し減る傾向があるといふようなこと
で、臨時雇等は整理されつつあるんじゃないかと
いううわさがあるんですが、そういうことがあり
ませうか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 臨時雇を整理して
いふといふようなことは聞いておりませぬ。

○中田吉雄君 改正の今度の第十條の鉱業権の譲
渡等で、そういうのが非常に譲渡しやすいように

第九部 商工委員会會議第九号 昭和四十年三月十八日【参議院】

変えられるわけですが、まだやはり譲渡を受けられねばならぬような鉱区がたくさんあるでしょうが、そういう関係で。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 鉱区の整理につきましては、会社が設立されました場合に、帝石との間の整理が一番大きな問題であったわけですが、これはもう終わっておりまして、最近はそのほど大きな数がないわけでございます。年間でいいますと十件と十五件か、そういう数字かと思えますが、特に鉱業権の譲り受けだけは、金額のいかんにかかわらず、すべて通商産業大臣の認可を受けなければならぬという現行法になっておりますが、これは帝石等の関係の調整の問題ということで特別にいたしましたわけで、第九条の重要な財産の譲渡等は、一定額以下は認可を受けなくてもよろしい、こういうこともなっておりますし、会社の事務の運営の合理化、そういう観点から、今回少額のものにつきましては認可が要らないようにいたしましたという改正案でございます。

○中田吉雄君 まだ質問したいことは山ほどありますが、まあいろいろ皆さんの御都合もあるようですし、エネルギーの調査会の設置法案ができませんから、そのときに十分質問の時間を与えていただくということを希望しまして、私質問を終わります。

○理事(上原正吉君) 速記とめて。

〔速記中止〕

○理事(上原正吉君) 速記起こして。

ほかに御発言もなければ、本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議がございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(上原正吉君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(上原正吉君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(上原正吉君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(上原正吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時四十六分散会

第九部

商工委員会會議錄第九号

昭和四十年三月十八日

【參議院】

昭和四十年三月二十五日印刷

昭和四十年三月二十六日發行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局